

農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します

平成31年度からの農業委員および農地利用最適化推進委員の推薦および応募の受付を行います。

●職務内容

【農業委員・農地利用最適化推進委員(担当地区内)】

- ・総会などへ出席し、農地法などに基づく農地の権利移動・農地転用などの許可について審議、助言
- ・農地利用の最適化(農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進などに伴う農地利用状況調査・意向調査などの現場活動

●募集人数 農業委員 11人 / 農地利用最適化推進委員 11人※

※南関地区担当2人、賢木地区担当4人、大原地区担当3人、坂下・四ツ原地区担当2人

●任期

- ・農業委員 平成31年4月1日から3年間
- ・農地利用最適化推進委員 農業委員会が委嘱する日から3年後属する年の3月31日

●報酬

農業委員 年額170,000円 / 農地利用最適化推進委員 年額100,000円

●応募資格

農業に関する識見があり、農地などの利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、職務を適切に行なうことができる人。ただし、次のいずれかに該当する人は推薦、応募できません。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・農業委員または農地利用最適化推進委員と兼職を禁止されている職にある人
- ・南関町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員または暴力団関係者

※農業委員と農地利用最適化推進委員の兼任はできません

●応募方法

所定の様式(個人推薦・団体推薦・応募(自薦)のどれか)に必要事項を記入し、郵送または持参してください。

※持参の場合は役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで。

※所定の様式は農業委員会事務局で配布するほか、町ホームページからもダウンロードできます。

※推薦または応募いただいたあとは、関係法令などに基づき、評価・選考し候補者を決定します。

(推薦または応募いただいたても、必ず候補者に決定されるわけではありません)

※法律の規定などにより、推薦・応募内容の住所、電話番号などを除き公表されますのでご了承ください。

●受付期間 平成30年9月14日～平成30年10月16日(当日消印有効)

問 南関町農業委員会 ☎57-8509

平成31年度熊本県立農業大学校新規就農支援研修生 募集

熊本県立農業大学校では平成31年度新規就農支援研修生を募集します。対象者は、新たに県内で自立した農業経営を開始する人、または農産物販売を目指す社会人です。

研修コース	受講日・期間	定員
①プロ経営者コース	毎週5日(月～金) 午前8時50分～午後4時20分 平成31年4月～平成32年3月	10人
②実践農業コース	毎週3日(月、水、金) 午前8時50分～午後4時20分 平成30年4月～12月	40人

○応募資格

- ①：本格的な農業経営を目指す人(就農予定時の年齢が45歳未満)
- ②：農産物販売や農業で生計を立てることを目指す人(平成31年4月1日時点で原則63歳以下)
※①②は同一世帯から複数名の参加はできません

○受講料：無料(コースによっては実費負担あり)

○出願期間：前期募集 平成30年9月18日(火)～10月29日(月)

後期募集 平成31年1月7日(月)～1月28日(月)

※①については、前期募集の応募・選考状況で後期募集を実施しない場合があります。

問 熊本県立農業大学校研修部 ☎096-248-6600
また、熊本県立農業大学校ホームページにも掲載しています。

農地を転用する場合には許可が必要です

農地を転用する場合には農地法に基づく許可が必要です。しかし、許可を受けないで行なう、いわゆる「無断転用」があとを絶ちません。農地所有者をはじめ、開発に携わる人も農地転用許可制度を理解し、法令遵守に努めましょう。

○農地転用許可制度の目的

農地法に基づく農地転用許可制度は、食料供給の基盤である優良農地の確保と、計画的な土地利用を確保することを目的としています。



○農地転用とは

農地を住宅などの建物敷地、資材置き場、駐車場、山林、太陽光パネルなど、農地以外の用地に変更することです。また、農業用施設の建設や農道・水路などに利用する場合や、一時的に資材置き場などに利用する場合も農地転用になります。

※農業用施設建設や農道の設置などは許可が不要な場合がありますが、届け出は必要です。

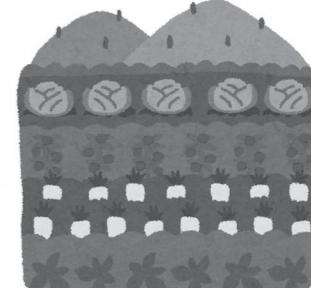
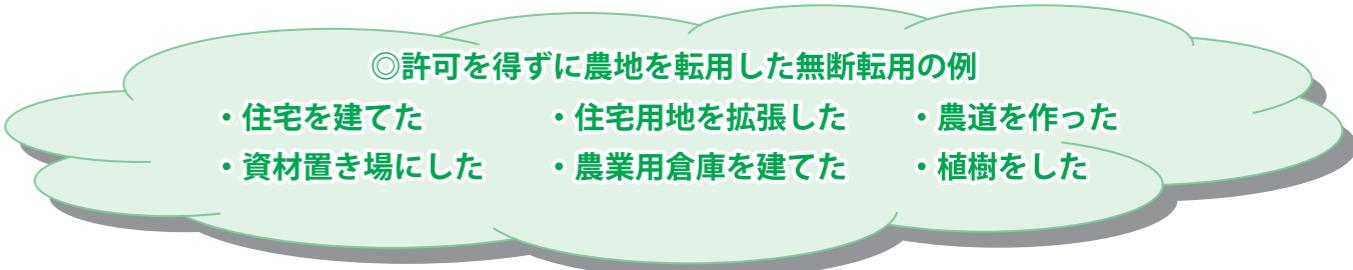
○手続きの種類

自分が所有する農地の転用	転用を目的とした農地の売買・貸借
農地法第4条 許可	農地法第5条 許可

→ 許可を受け、農地転用を実施した後には、法務局で地目変更登記を行ってください。

○転用許可をすることのできない場合

その農地の営農条件や優良性、周辺地域の土地利用状況などの理由により許可ができない場合がありますので、詳しくは農業委員会にお尋ねください。



○無断転用した場合の罰則

許可なく農地を転用した場合は、工事の中止や原状回復などの命令がされるほか、場合によっては、3年以下の懲役または300万以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)が課せられることがあります。

○無断転用をしている人は、無断転用が是正されない限り、農地法の許可を受けることが出来なくなります。

問 南関町農業委員会 ☎57-8509